

糠野目生涯学習センターの使用料

1 生涯学習館を使用する場合

区分	使用料					
	午前		午後		夜間	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
多目的ホール	1,330円	1,390円	1,330円	1,390円	1,670円	1,750円
サークル室	530円	550円	530円	550円	670円	700円
ミーティングルーム	530円	550円	530円	550円	670円	700円
研修室 1	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円
研修室 2	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円
研修室 3	530円	550円	530円	550円	670円	700円
調理実習室	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円
情報交流室	800円	840円	800円	840円	1,000円	1,050円

備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時までを、「午後」とは午後0時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。
- 2 入場料を徴収する場合（使用者が入場料以外の名目で、入場者からその入場の対価を徴収する場合やこれに類する取扱いがなされる場合を含む。）の使用料は、上記使用料の3倍の額とする。
- 3 調理実習室で調理器具（電気又はL P ガスを使用するものに限る。）を使用する場合の使用料は上記使用料に調理実習室の使用時間が4時間以内の場合は400円を、4時間を超え8時間以内の場合は800円を、8時間を超える場合は1,200円を加算した額とする。
- 4 上記により計算した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

2 高畠町体育センター又は高畠町多目的屋内運動場の使用料

(1) 個人が使用する場合

区分	使用単位	使用料	
		現行	改正後
中学校以下の児童生徒	午前、午後、夜間の区分とし、 それぞれ1人1回につき	30円	30円
高等学校の生徒		50円	50円
上記以外の者		100円	100円

(2) 団体がアマチュアスポーツに使用する場合

区分		使用単位	使用料					
			日中		夜間		時間外	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
入場料を 徴収しない 場合	高等学校以下の児童 生徒のみが使用する 場合	1 時間に つき	420円	440円	520円	540円	630円	660円
	上記以外の場合		840円	880円	1,050円	1,100円	1,260円	1,320円
入場料を 徴収する 場合	高等学校以下の児童 生徒のみが使用する 場合		840円	880円	1,050円	1,100円	1,260円	1,320円
	上記以外の場合		1,680円	1,760円	2,100円	2,200円	2,520円	2,640円

(3) 団体がその他の催し物に使用する場合

区分			使用単位	使用料					
				日中		夜間		時間外	
				現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
入場料を 徴収しない 場合	平日		1 時間に つき	2,100円	2,200円	2,630円	2,750円	3,150円	3,300円
	平日以外の日			2,520円	2,640円	3,150円	3,300円	3,780円	3,960円
入場料を 徴収する 場合	営利を目的とし ない場合	平日		4,200円	4,410円	5,260円	5,730円	6,300円	6,610円
		平日以外 の日		5,040円	5,290円	6,300円	6,610円	7,560円	7,930円
	営利を目的と する場合	平日	5,250円	5,510円	6,560円	6,880円	7,870円	8,260円	
		平日以外 の日	6,300円	6,610円	7,870円	8,260円	9,450円	9,920円	

備考

- 1 個人が使用する場合の使用単位のうち、「午前」とは午前9時から午前12時までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。団体が使用する場合の使用単位のうち、「日中」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までを、「時間外」とは日中及び夜間以外の時間をいう。
- 2 「中学校以下の児童生徒」とは中学校以下の生徒、児童その他これらに準ずる者を、「高等学校以下の児童生徒」とは高等学校以下の生徒、児童その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費、会場整理券その他名義のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合又はこれに類する場合をいう。
- 4 入場料を徴収する場合の時間とは開場から閉会までとし、リハーサル、仕込、撤収等の時間の使用料は上記使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 「平日以外の日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- 6 使用時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
- 7 上記により計算した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。